

分別収集の対象外のもの

保存版

⚠️ ペットボトル・プラスチック製容器包装といっしょに出さないでください。

材質がプラスチックでないもの



●包装紙や紙袋

●牛乳パック

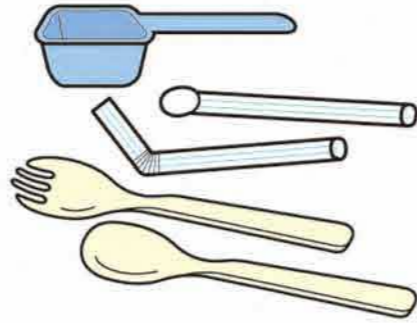
●ガラス製の空きびん
●金属製の空き缶

紙類収集日に
出してください

店頭回収等に
出してください

空き缶・びん・ガラス類
収集日に出してください

商品の付属品

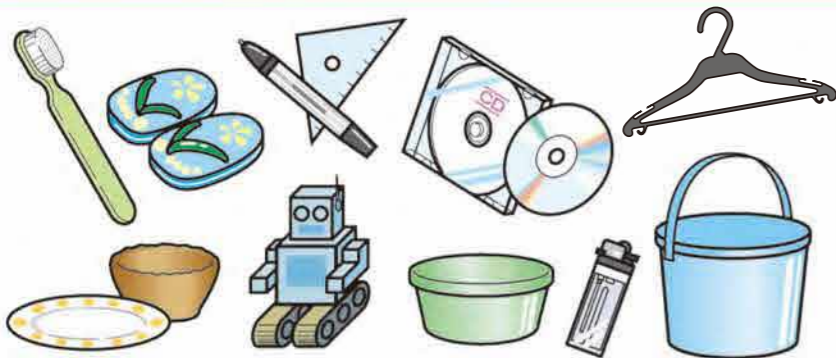


- 飲料パックのストロー
- 弁当のスプーン
- 洗濯石鹸の計量スプーンなど

一般ごみ収集日に
出してください

※ただし、この付属品が入っているプラスチック製袋は
プラスチック製容器包装に出してください。
※割りばしは一般ごみに出してください。

材質はプラスチックでも、商品そのもの



- おもちゃ(プラスチック製)
- コンパクトディスク
- 食器(プラスチック製)
- 植木鉢(プランター)
- ボールペン・定規などの文具

- 洗面器・バケツ(小さいもの)
- ビニールサンダル
- ハンガーなど
- 歯ブラシ
- 使い捨てライター

一般ごみ収集日に出してください

※食品保存用容器、石鹸箱、化粧品携帯ポーチのように形は容器でも、
それ自身が商品であるものは、プラスチック製容器包装には該当しません。

お問い合わせ

枚方市 環境部
環境事業課

〒573-1162
枚方市田口5丁目1-1

☎ 072-849-7969
FAX 072-848-1821

URL <https://www.city.hirakata.osaka.jp>
E-mail: kankyojigyo@city.hirakata.osaka.jp

ペットボトル プラスチック製容器包装 の 分け方・出し方



北河内4市
(枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市)

※事業所から排出されるペットボトル・プラスチック製容器包装は対象となりません。

ペットボトル

プラスチック製容器包装

の

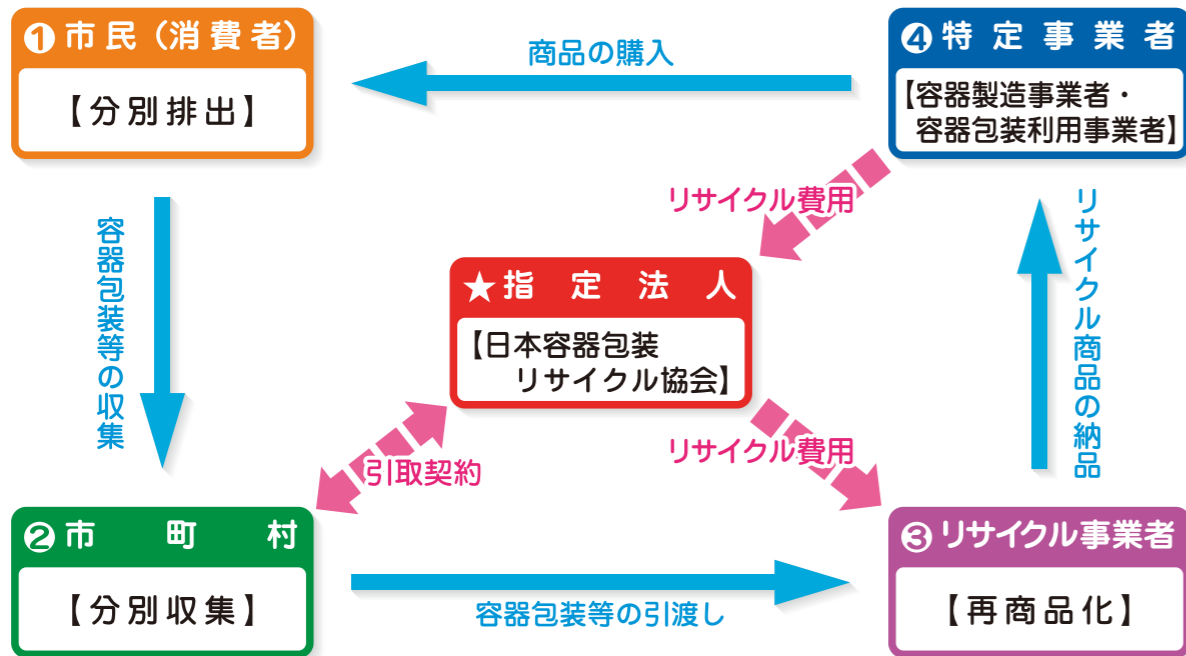
分別収集にご協力ください

私たちの暮らしが豊かで便利になることに伴い、使い捨て商品が増えつづけています。清潔で便利なプラスチック製の容器類（ペットボトルとプラスチック製容器包装）は、家庭から出されるごみの約40%（容積比）も占めていますが、これまではそのほとんどが、ごみとして焼却処分されていました。

焼却処分は、ごみの容積を減らすという大きなメリットがありますが、二酸化炭素などの温室効果ガスを排出するため、地球環境に負荷を与えることにつながっています。

そこで近年、プラスチック製の容器類などを単に焼却せず、分別収集をおこなってリサイクルを進め、ごみの減量化と資源の再利用に取り組むため「容器包装リサイクル法」が制定され、「分別排出」は市民が、「分別収集」は市が、「再商品化」は事業者が、それぞれ責任をもって実践することが義務づけられました。

容器包装リサイクルのしくみ



1

プラスチック製の容器類

ペットボトル プラスチック製容器包装 とは？

ペットボトル

醤油や乳飲料、清涼飲料や酒類などを入れたPET（ポリエチレンテレフタレート）製の容器のこと

プラスチック製容器包装

その中身を出したり、使ったりした後、不要となるプラスチック製の容器（商品を入れるもの<袋を含む>）や包装（商品を包むもの）のこと

これらは通常、このようなマーク表示があります。



PET

枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市の北河内4市では、環境にやさしい資源循環型社会をつかっていくため、力を合わせてプラスチック製の容器類のリサイクルに取り組もうと、共同で中間処理施設である北河内4市リサイクルプラザを設置しました。

市民のみなさまには家庭ごみからプラスチック製の容器類を分別していただき、市がそれを収集してリサイクルプラザに搬入します。リサイクルプラザでは、搬入されたプラスチック製の容器類をペットボトルとプラスチック製容器包装とに選別して、運搬しやすくするために、それぞれ圧縮梱包処理をおこないます。そして、これらは全国のリサイクル施設などに運ばれ、再商品化や再資源化されることとなります。

みなさまの分別排出が、リサイクルの第一歩となります。

私たちの子供や孫・子孫たちに豊かな世界を残すためには、持続可能な循環型社会の実現をめざす必要があります。

ごみとなるものは断り（リフューズ：Refuse）、減らす（リデュース：Reduce）のが一番大切で、使えるものは繰り返し使う（リユース：Reuse）のが二番目、出ってしまったごみは資源に再生利用する（リサイクル：Recycle）のが三番目で、どれもできないものは適正処理をしなければなりません。

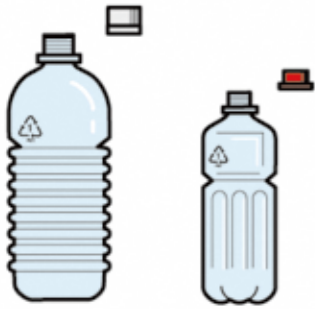
みなさまのご理解とご協力をお願いします。

2

ペットボトル・プラスチック製容器包装

分別収集の対象になるもの

ペットボトル



- 酒・しょうゆ・飲料用などのペットボトルで♻️の表示があるもの
- ※ふた・ラベルは、はずしていっしょに出してください。

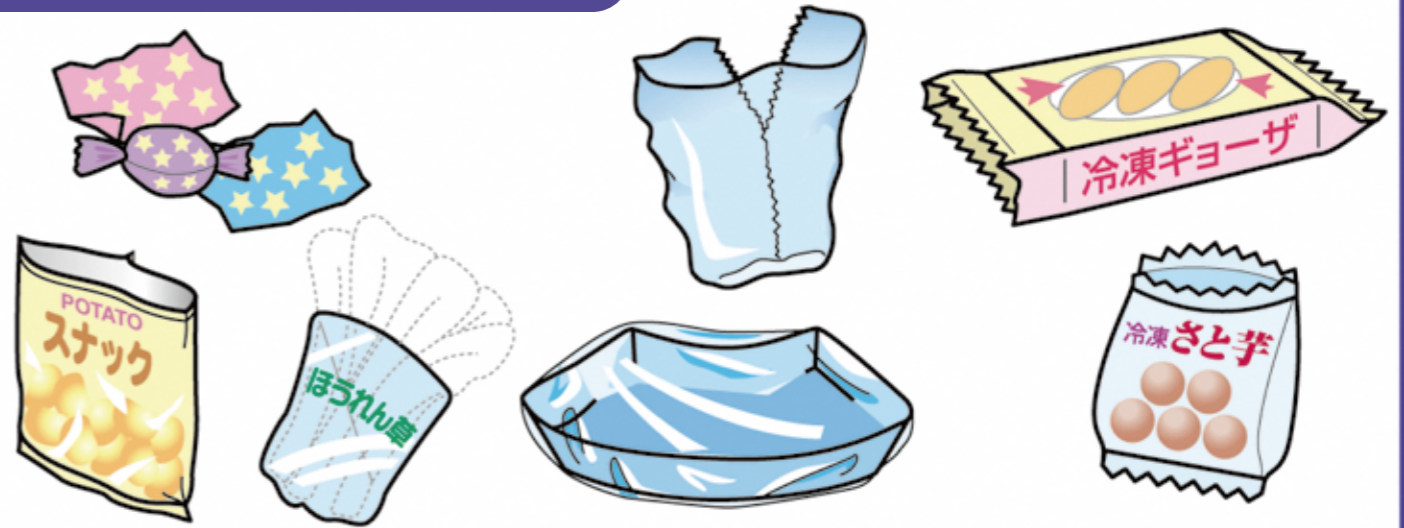
プラスチック製のボトル類

※ふた・ノズルは はずして いっしょに出してください。



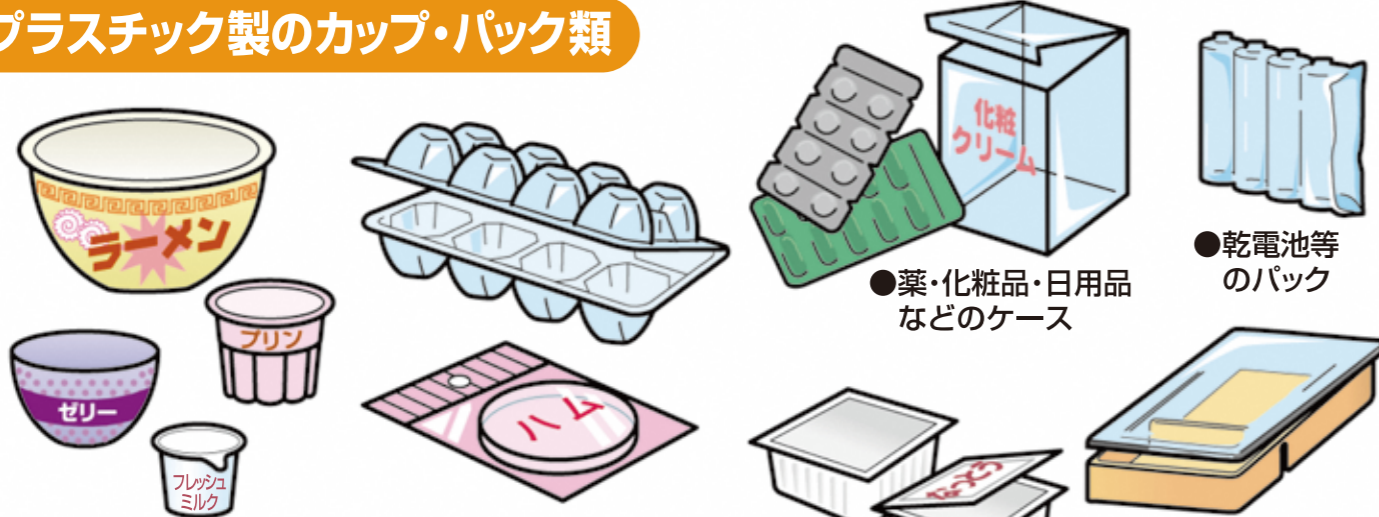
- 食用油・たれ・つゆ・ドレッシング・乳酸菌飲料などの容器
- 洗剤・シャンプー・リンス・化粧品などの容器
- うがい薬・目薬などの容器

プラスチック製の袋・ラップ類



- パン・お菓子・野菜等の袋、あめなどの包み(個包装)
- 生鮮食品・コンビニ弁当等のラップ、カップめん等の外側フィルム
- インスタント食品・冷凍食品などの袋

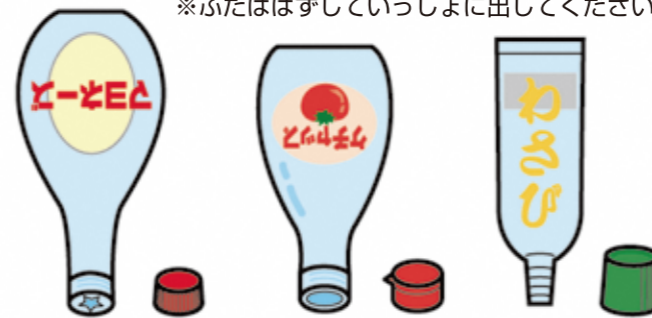
プラスチック製のカップ・パック類



- カップめん・プリン・ゼリーなどのカップ
- 卵のパック・果物・ハムなどのパック
- 薬・化粧品・日用品などのケース
- 乾電池等のパック
- コンビニ弁当・納豆・豆腐などの容器

プラスチック製のチューブ類

※中身は使い切ってから出してください。逆さにして使いきります。※ふたははずしていっしょに出してください。

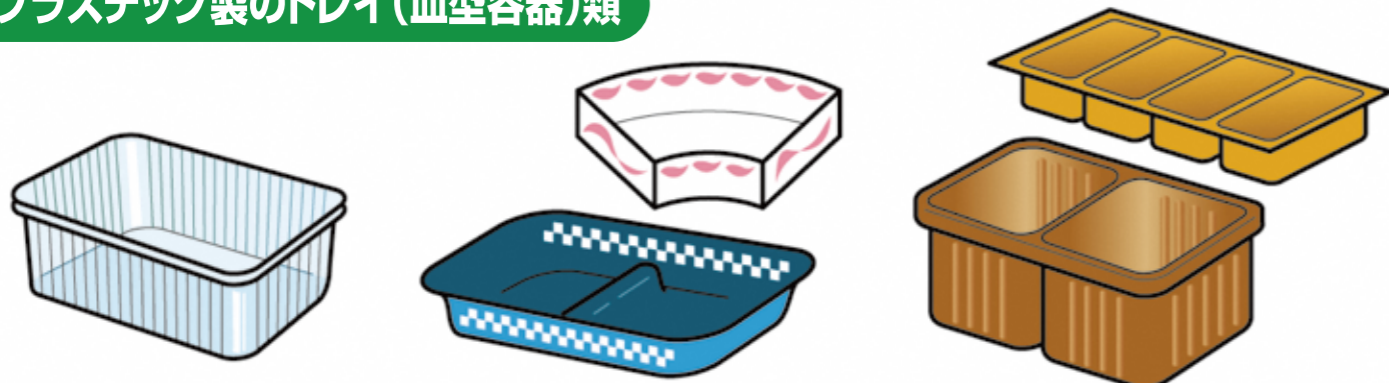


- マヨネーズ・ケチャップ・はみがき・ねりわさび等のチューブ



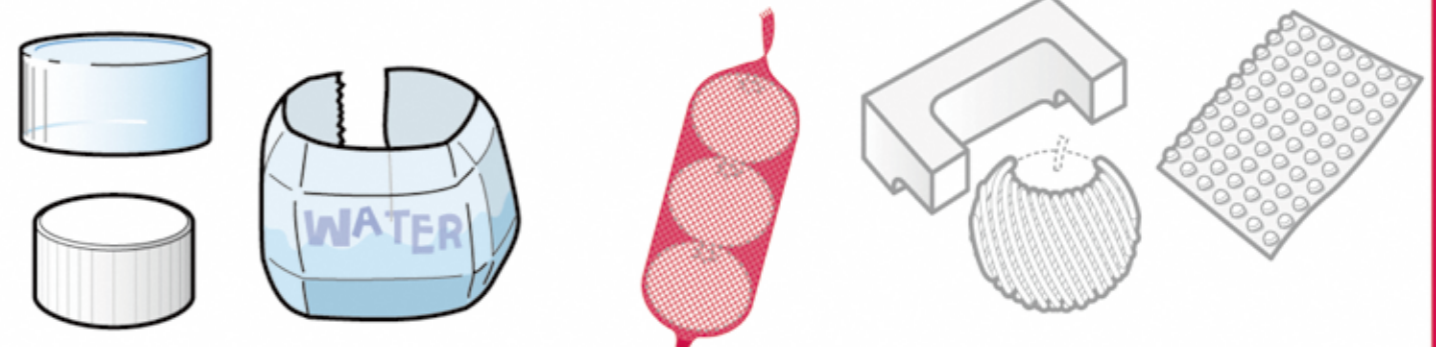
- レジ袋・衣料品・トイレットペーパー・日用品などの袋・詰替用洗剤の袋

プラスチック製のトレイ(皿型容器)類



- 果物などのトレイ
- お惣菜・生鮮食品・お寿司などのトレイ
- お菓子・海苔・カレールウ等の仕切りトレイ

その他のプラスチック製容器包装

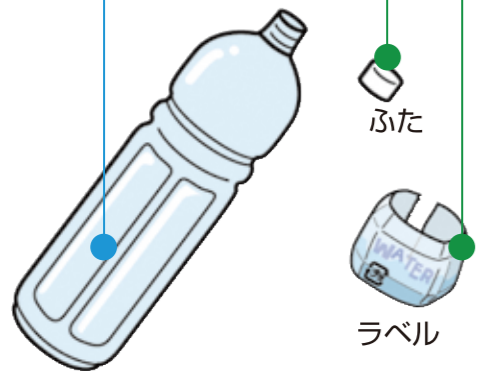


- ペットボトル・スプレー缶・ガラスびん等のプラスチック製のフタ・ラベル
- みかん・たまねぎなどのネット(中身は含まない)
- 果物・家電製品などの商品を保護する発泡スチロールやシート

分け方

ペットボトル

ペットボトル プラスチック製容器包装



※ふた・ラベルは、はずしていっしょに出してください。

プラスチック製のボトル

プラスチック製容器包装 一般ごみ



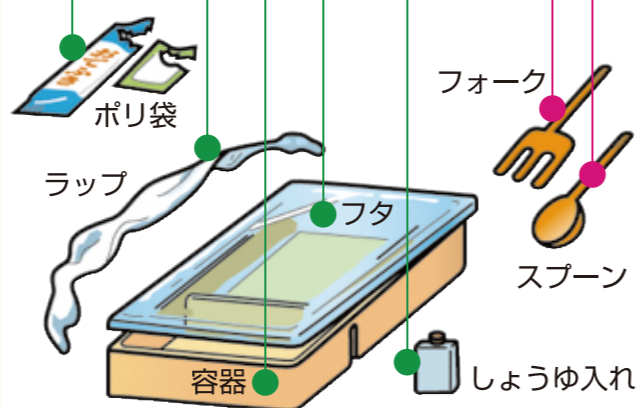
カップめん

プラスチック製容器包装 一般ごみ



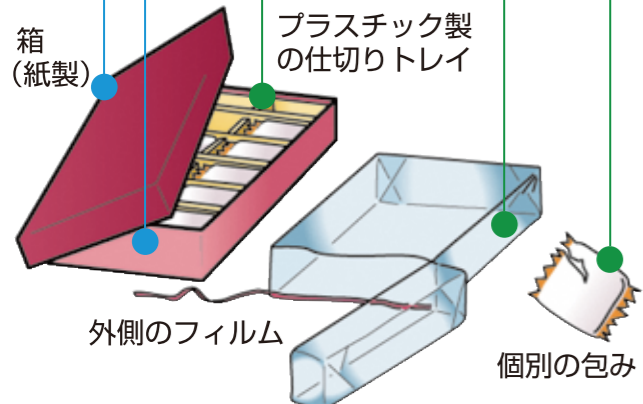
コンビニ弁当

プラスチック製容器包装 一般ごみ



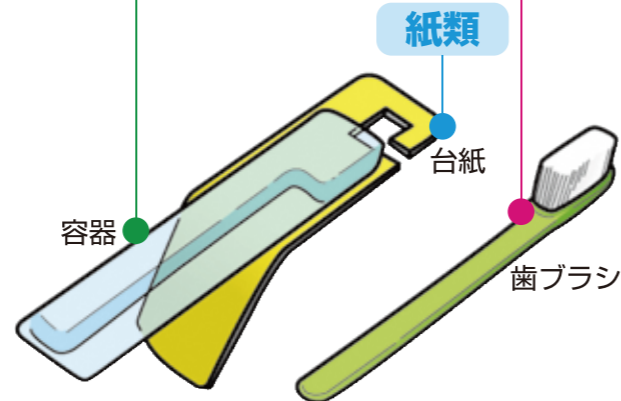
菓子

紙類 プラスチック製容器包装



歯ブラシ

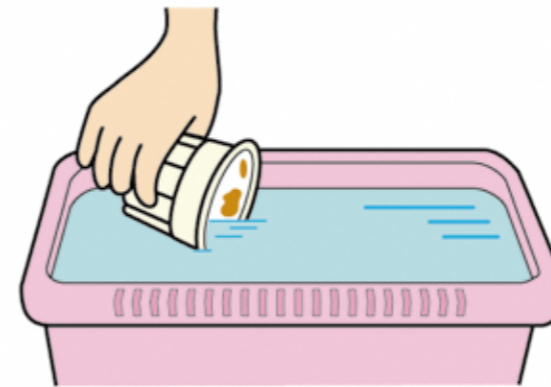
プラスチック製容器包装 一般ごみ



出し方

汚れは洗ってから出してください

食品などの残りかすがどうしても残る場合は、食器を洗ったあとの残り水などを利用してすすいでください。



中身を使い切ってから出してください

食品の容器や袋など中身を使い切り、残りかすが付着していないものは、そのまま出してください。



発泡スチロールのトレイは、できるだけスーパー等の店頭回収に出してください



ペットボトルとプラスチック製容器包装以外のものは混ぜないでください

ただし、インスタント食品のレトルトパックのようにプラスチック以外の材質と一緒にしているものは、識別表示マークを確認のうえ、プラスチック製容器包装として出してください。

紙製のラベルやシール(賞味期限や値段表示など)が貼ってある場合、簡単に取れるものは取ってください。簡単に取れないものは、そのままペットボトル・プラスチック製容器包装として出してください。

45リットル以下の透明袋・白色半透明袋に入れて出してください

